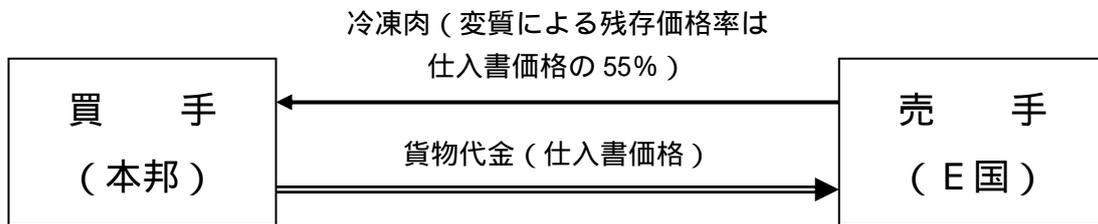


1. 輸入申告までに変質した輸入貨物の課税価格



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から冷凍肉を購入（輸入）します。

今般、輸入（納税）申告前に輸入貨物の検品をしたところ、貨物の変色し鮮度不良であることが判明しました。その原因は、積地における自然解凍による変質であることが確認でき、公認サーベヤ レポートが作成されましたが、その公認サーベヤ レポートでは、国内販売価格を参考として算出した残存価格率が仕入書価格の 55%となっています。

この場合、公認サーベヤ レポートによる仕入書価格の残存価格率に基づき算出した価格により、輸入貨物の課税価格を計算することができますか。

なお、貨物代金の決済は当初の契約どおり仕入書価格により行います。

【回答要旨】

上記の取引において、公認サーベヤ レポートによる仕入書価格の残存価格率に基づき算出した価格により輸入貨物の課税価格を計算することとして差し支えありません。

（理由）

輸入貨物の課税価格を計算する場合において、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告の時までに輸入貨物に変質があったと認められるときは、その輸入貨物の課税価格は、その変質がなかったものとした場合に計算される課税価格からその変質があったことによる減価に相当する額を控除して得られる価格となります。

上記の取引において、貴社（買手）が輸入する貨物は、公認サーベヤ レポートで輸入申告の時までに変質があったものと認められ、また、残存価格率が仕入書価格の 55%とされています。

したがって、その輸入貨物の課税価格は、その変質がなかったものとした場合に計算される課税価格から、その変質があったことによる減価に相当する額として仕入書価格の 45%に相当する額を控除した価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条の5

関税定率法基本通達4の5-1

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)